

市役所

知らせ

屋外広告物の掲出には許可が必要です

問 都市計画課 都市計画係 ☎内線 253

●屋外広告物

常時または、一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利目的かどうかは問いません。

●許可が必要な屋外広告物

- ①自家広告物：その場で営業する事業所に掲出される合計面積が10㎡を超える広告物
- ②一般広告物：自家広告物以外の広告物

●申請

屋外広告物の掲出には許可が必要です。事前にホームページから申請書をダウンロードして問合せ先まで提出してください。



市ホームページ

詳しくはこちらから▲

市役所

知らせ

違反広告物県下一斉点検を実施します

問 都市計画課 都市計画係 ☎内線 253

屋外広告物適正化旬間（毎年9月1日～10日）に伴う違反広告物県下一斉点検を実施します。違反広告物は早急に撤去してください。撤去されない場合は、指導を行います。

●点検期間 9月上旬

●条例で禁止されている屋外広告物

電柱や街路樹などへのはり紙、はり札、広告旗または立看板などの掲出
※自身の建物・敷地内であっても広告物の掲出には市の許可が必要となる場合があります。ご不明な点は、問合せ先までお電話ください。



市ホームページ

詳しくはこちらから▲

地域

知らせ

行政相談所を開設します

問 総務課 行政係 ☎内線 322
福島支所 ☎内線 32

国の行政機関などが行っている仕事やサービスに関する意見、苦情、要望などについて、お気軽にご相談ください。

【松浦会場】

- 日時 8月6日（木）午前10時～午後4時
- 場所 市役所 別館会議室
- 行政相談委員（敬称略）
森 三佐子、木坂 毅文

【福島会場】

- 日時 8月6日（木）午前10時～午後2時
- 場所 福島保健センター
- 行政相談委員（敬称略）徳田 芳朗

地域

知らせ

お気軽にご相談ください 無料法律相談会を開催します

問 田中亮法律事務所 ☎0956-76-7125
FAX 0956-76-7126

弁護士による無料法律相談会を開催します。

- 日時
 - ①8月6日（木）午前10時～午後5時
 - ②8月20日（木）午後1時～5時
- 場所 ①市役所 市民ホール
②市役所 別館会議室
- 相談内容
土地・家屋問題、物品契約、金銭問題、交通事故、離婚、相続、遺言作成、成年後見、労働問題、多重債務、消費者トラブルなど
※原則、1つの内容につき1回のみ相談可能
- 主催 田中亮法律事務所
- 予約 総務課行政係
☎0956-72-1111（内線322）

市役所

健
こ
う

聞こえの低下が招く認知症について学びませんか

問 長寿介護課 長寿支援係 ☎内線 275

認知症は高齢になると誰でもなる可能性
がある、いまや身近な疾患です。

近年では、聞こえの低下が認知症を引き起
こす可能性があることも指摘されています。

耳鼻科専門医による難聴と認知症の関係
について講座を開催いたします。お気軽にご
参加ください。

●日時 8月26日(水) 午後2時～3時30分

●場所 すこやか青プラザ3階

●対象 市内在住または、市内で勤務されている人

●費用 無料

●申込期限 8月19日(水)

●申込方法 問合せ先までお電話く
ださい。

市ホームページ

詳しくはこちらから▲

地域

募
し
ゆう令和8年度
国税庁経験者採用試験問 福岡国税局 人事第二課 試験研修係
☎092-411-0031 (内線 2432)

●受験資格 令和8年4月1日において、大
学等(短期大学を除く。)を卒業した日また
は大学院の課程等を修了した日のうち最も
古い日から起算して8年を経過した人

●求める人材 民間企業、官公庁等において、
正社員・正職員として従事した職務経験が7
月1日現在で通算8年以上でこれらの職務経
験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂
行の手法そのほかの知識および能力を有する人

●受付期限 8月17日(月)



問合せ先ホームページ

詳しくはこちらから▲

市役所

知
ら
せ農地パトロールを
実施します

問 農業委員会 農地係 ☎内線 231

農業委員会では、8月から9月にかけて、
全ての農地を対象に、農地利用の確認や遊休
農地の状況把握のほか、違反転用がないかな
どを調査します。

- 日程 ①8月17日(月) 星鹿地区
②8月18日(火) 今福地区
③8月19日(水) 上志佐地区
④8月24日(月) 御厨地区
⑤8月31日(月) 鷹島地区
⑥9月1日(火) 志佐地区
⑦9月2日(水) 調川地区
⑧9月3日(木) 福島地区



市ホームページ

詳しくはこちらから▲

地域

知
ら
せこどもの人権・女性の
悩みごと相談

問 ながさき ほうほうむきょく 長崎地方法務局 ☎095-820-5982

「いじめ」などのこどもの人権問題および
女性の悩みごとの相談所を開設します。

●日時 8月16日(日) 午前10時～午後3時

●場所 きらきら21

こどもの人権相談は、電話、チャットまた
はLINEでも相談できます。

●日時 8月28日(金)～9月3日(木)

午前8時30分～午後7時

※土日は午前10時～午後5時

●電話番号 0120-007-110

こどもの人権
SOSチャットLINE じんけん
相談